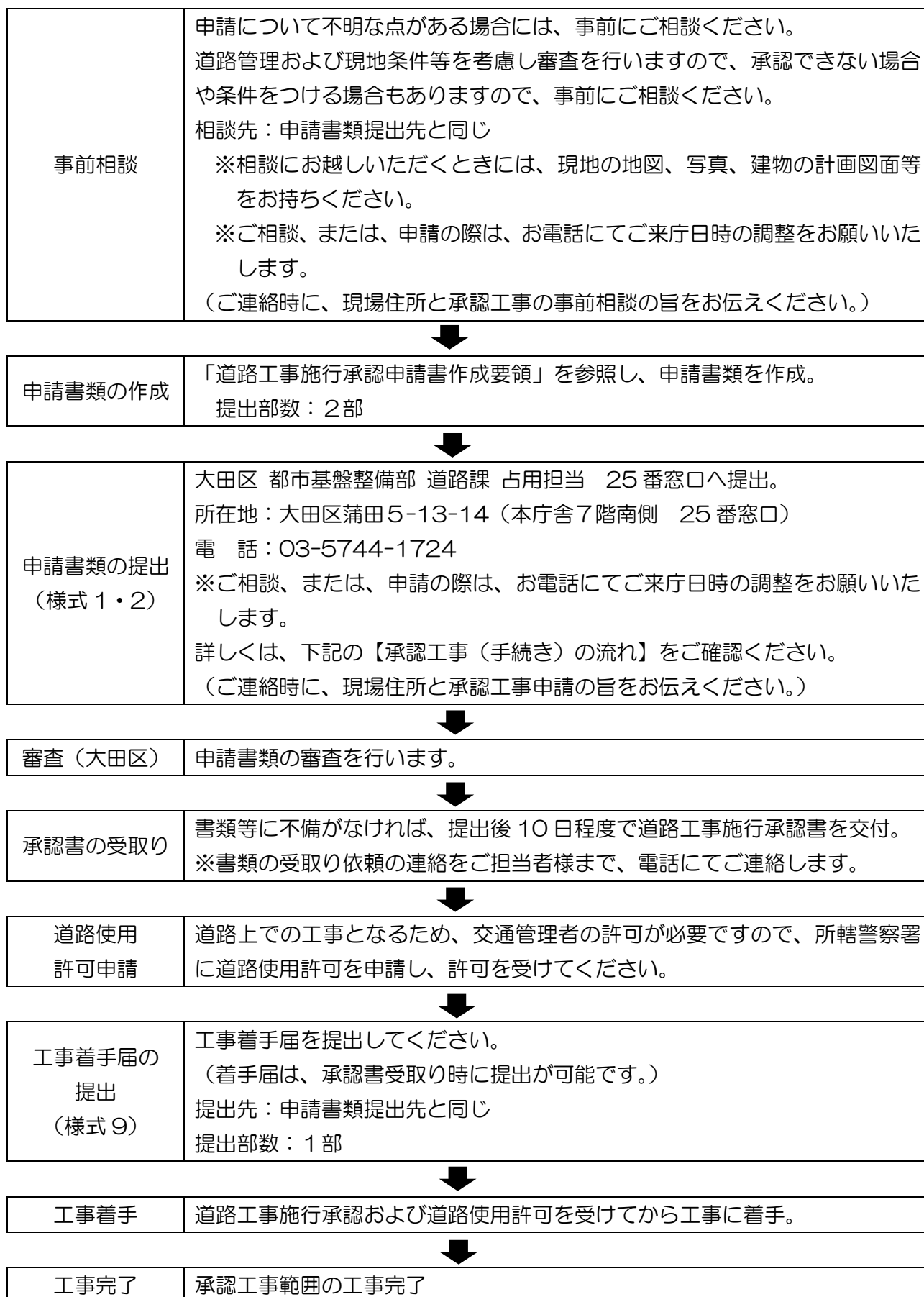


承認工事（手続き）の流れ



工事しゅん功届 の提出 (様式 10)	「道路工事しゅん功届」を提出してください。 添付書類：施工個所の施工前・施工中・完了の写真 施工中の写真は、不可視部分を撮影してください。 提出先：申請書類提出先と同じ 提出部数：1部
---------------------------	--



しゅん功検査 (大田区)	申請書類に基づき寸法等の検査を現地にて行います。 規格および機能等を満足していない場合には、補修工事が必要になります。 ※検査時に申請者の立会が必要になる場合には、事前にご連絡します。
-----------------	--



承認工事によって道路等に付加した物件は、原則検査の完了をもって区に帰属します。



検査が完了した日から起算して1年の間は、工事施行者が瑕疵担保責任を負うものとする。

工事概要および工事期間が変更になった場合

変更申請書の 提出 (様式 5)	「道路工事施行承認変更申請書」を提出してください。 添付書類：「道路工事施行承認申請書作成要領」を参照 提出先：申請書類提出先と同じ 提出部数：2部
------------------------	---






工事期間のみが変更になった場合

変更届の 提出 (様式 6)	「道路工事期間変更届」を提出してください。 提出先：申請書類提出先と同じ 提出部数：1部
----------------------	--

承認工事に伴い境界石・境界プレート等の損壊・移動等の恐れがある場合

オフセット図の 提出	工事に先立って、「オフセット図の作成・提出について」を参照し、「オフセット図」を提出してください。 提出先：大田区 都市基盤整備部 道路課 道路台帳・認定担当 23番窓口 電 話：03-5744-1313
---------------	--

道路等に設置してある境界石・境界プレート等は、公共用地と民有地との境界を示す重要なものです。工事により、境界石等を損壊・移動等した場合には、道路管理に支障が生じるだけでなく、近隣住民とのトラブルの原因となり、刑法の罪に問われることもあります。

大田区石(中心)	大田区石(角)	区金属標(中心)	区金属標(角)	区金属標(方向)		
						
御影石	区紙	地籍調査標 RC・金属	RC杭・民プレート			
中心	中心		中心	角	中矢	マイナス
	